

1 計画改定の基本的事項【第1章・第2章】

≪計画の位置付け≫

・杉並区保健福祉計画を構成する健康医療分野の計画として、以下の4計画を包含して令和5（2023）年度から令和9（2027）年度を計画期間として策定。

杉並区健康医療計画				
包含する計画名	健康増進計画	食育推進計画	がん対策推進計画	自殺対策計画
根拠法令	健康増進法	食育基本法	がん対策基本法	自殺対策基本法
趣旨	国の基本方針及び都計画に即した、住民の健康増進施策に関する計画	国の基本方針及び都計画に即した、食育の推進施策に関する計画	国の推進基本計画に即した、がん対策の推進施策に関する計画	国の大綱及び都計画に即した、地域事業を勘案した自殺対策に関する計画

≪改定の経緯と方向性≫

・今般、令和6（2024）年度に策定された国の健康日本21（第三次）及び東京都健康推進プラン21（第三次）を受けて、杉並区健康医療計画を改定する。また、「誰もが生涯にわたり、健やかで心豊かに暮らすことができる持続可能な社会」を目指すため、具体的な方向として、以下の4点から取組を実施します。

≪施行及び期間≫

・令和7年4月1日施行
 ・令和7（2025）年度～令和9（2027）年度までの3年間。なお、今後の社会情勢の変化等に柔軟・的確な対応を図るため、必要に応じて、適時見直す。

具体的な方向性

- ① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- ② 個人の行動と健康状態の改善
- ③ 社会環境の質の向上
- ④ ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

健康寿命の延伸を図ります。



2 施策別の計画内容【第3章】

≪改定のポイント≫

・国や東京都の計画において「ライフコースアプローチ」※1の考え方が示されたことから、区の新たな視点として、以下の3点を新たな重点取組として、改定を実施します。

健康づくりに関する新たな重点取組



- ① ヘルスリテラシーの向上
- ② 成人期への健康づくり活動の推進
- ③ 女性の健康づくり活動の推進

子どもから高齢期まで、健康づくり活動を支援していきます。



2 施策別の計画内容【第3章】


<施策1>いきいきと住み続けることができる健康づくり

事業1	区民と進める健康づくりの推進	<主な取組 6項目>
事業2	健康づくりを支援する社会環境の整備と質の向上 	<主な取組 4項目>
事業3	食育活動の推進 	<主な取組 4項目>
事業4	生活習慣病予防対策の推進	<主な取組 5項目>
事業5	心の健康づくりの推進	<主な取組 5項目>
事業6	難病・アレルギー対策の推進	<主な取組 2項目>

<施策2>ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの推進

事業1	子どもの健康づくりの推進	<主な取組 7項目>
事業2	成人期における健康づくりの推進	<主な取組 6項目>
事業3	高齢期における健康づくりの推進 	<主な取組 6項目>
事業4	女性の健康づくりの推進	<主な取組 5項目>

<施策3>がん対策の推進

事業1	がんの一次予防の推進	<主な取組 4項目>
事業2	がん検診の推進 	<主な取組 3項目>
事業3	がん患者と家族への支援の充実	<主な取組 3項目>

<施策4>地域医療体制の充実

事業1	地域医療連携の推進とかかりつけ医等の定着	<主な取組 4項目>
事業2	救急医療体制の充実 	<主な取組 2項目>
事業3	災害時保健医療体制の充実	<主な取組 5項目>
事業4	在宅医療体制の充実	<主な取組 3項目>
事業5	障害児の地域医療体制の整備	<主な取組 3項目>

<施策5>健康危機管理の推進と安全な環境衛生の確保

事業1	健康危機管理体制の強化	<主な取組 3項目>
事業2	感染症対策の推進	<主な取組 4項目>
事業3	食の安全対策の推進	<主な取組 4項目>
事業4	環境衛生の確保	<主な取組 3項目>
事業5	医薬品等の安全確保	<主な取組 3項目>
事業6	試験検査による安全確保 	<主な取組 4項目>
事業7	動物と共生できる地域社会づくりの推進	<主な取組 5項目>

3 自殺対策計画（第2次）【第4章】

・「第2期杉並区自殺対策計画」を定めるにあたり、国の自殺総合対策大綱及び東京都の自殺対策推進計画に基づき、区の自殺対策について、自殺死亡率・自殺対策に関心がある人の割合・ゲートキーパー養成者数を数値・成果目標として設定。

※1 ライフコースアプローチ：胎児期から高齢期までの一個人の生涯における様々な段階において、健康増進についてのニーズを的確に捉え、必要な支援を行うこと。